

安定した高齢者医療制度を目指して

愛知県後期高齢者医療広域連合

愛知県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営するために県内全ての市町村で組織された特別地方公共団体です。

平成 30 年第 1 回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の結果について

お知らせします

本日、午後 1 時 20 分から「メルパルク名古屋」(名古屋市東区葵)において開催された平成 30 年第 1 回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会における審議結果については、下記のとおりです。

記

1 付議事件

(1) 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について…原案可決

2 年間(平成 30 年度及び平成 31 年度)の後期高齢者医療制度の財政運営期間の開始に伴って保険料率を改定するほか、高齢者の医療の確保に関する法律及び施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするもの。(施行日 平成 30 年 4 月 1 日)

ア 保険料率の改定について

区 分	現 行 (平成 28・29 年度)	改正後 (平成 30・31 年度)
所得割率	9.54%	8.76%
被保険者均等割額	46,984 円	45,379 円

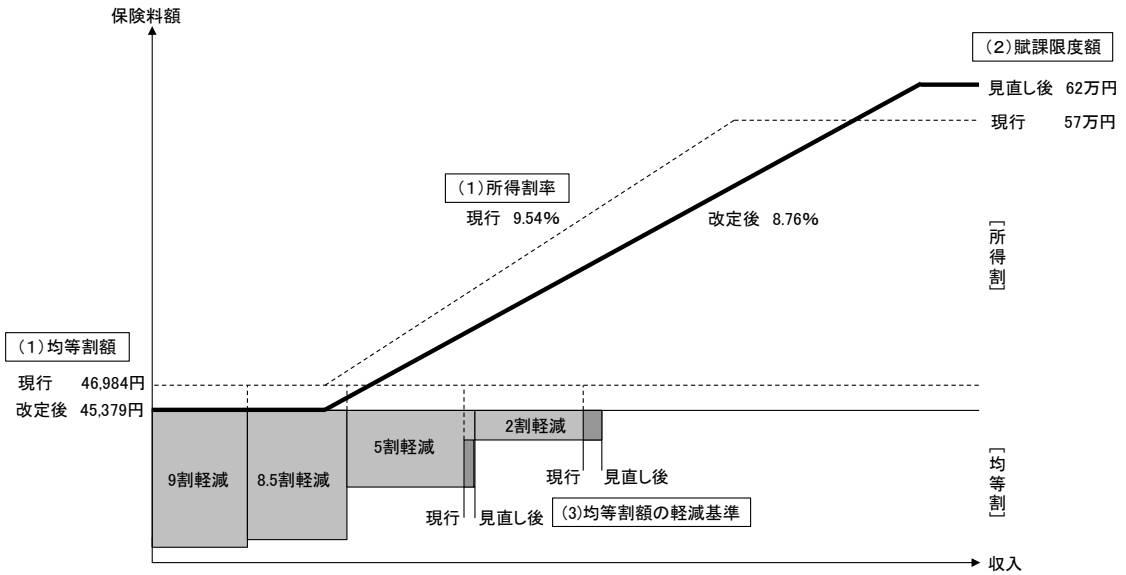
イ 保険料の賦課限度額の見直しについて

現 行	改正後
57 万円	62 万円

ウ 被保険者均等割額の軽減基準の見直しについて

区 分	現 行	改正後
5 割軽減	33 万円 + <u>27 万円</u> × 被保険者数	33 万円 + <u>27 万 5,000 円</u> × 被保険者数
2 割軽減	33 万円 + <u>49 万円</u> × 被保険者数	33 万円 + <u>50 万円</u> × 被保険者数

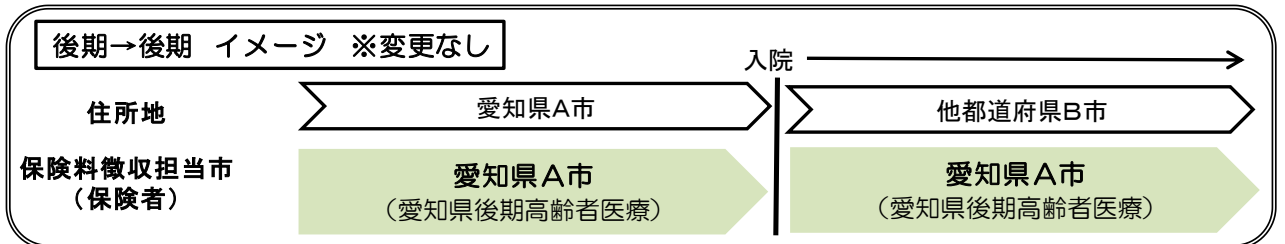
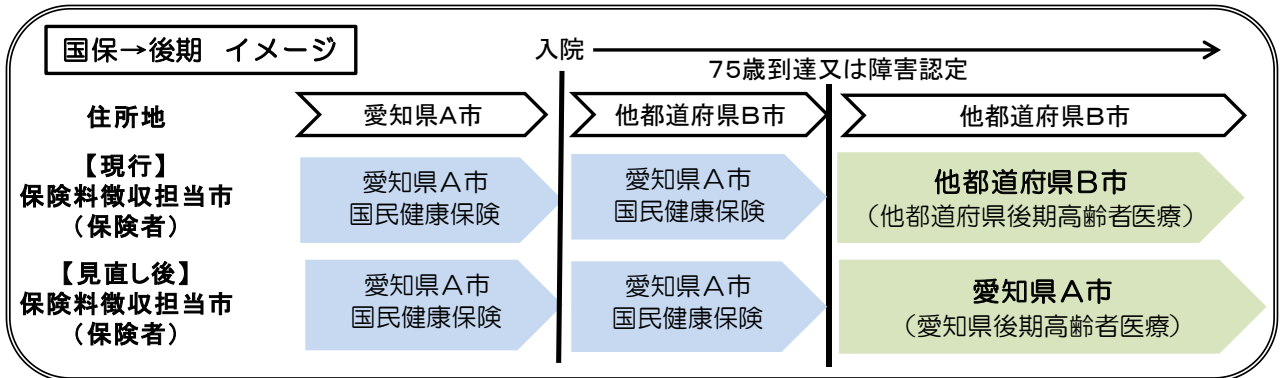
【改正イメージ】



※ 平成30年度の1人当たり保険料年額（試算）は、82,861円（前回改定時84,035円）

エ 住所地特例の見直しについて

後期高齢者医療制度加入時に、県外で入院等していることにより愛知県内の市町村において国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者については、その入院等が継続する間、当該愛知県内の市町村が後期高齢者医療の保険料を徴収（愛知県の後期高齢者医療制度に加入）することとする。



- (2) 平成 29 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）…**原案可決**
補正額 215,077 千円 補正後 1,633,056 千円
- (3) 平成 29 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）…**原案可決**
補正額 9,949,049 千円 補正後 834,035,255 千円
- (4) 平成 30 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算…**原案可決**
予算額 2,008,561 千円（平成 29 年度当初予算額 1,411,415 千円）
- (5) 平成 30 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算…**原案可決**
予算額 813,735,107 千円（平成 29 年度当初予算額 807,890,112 千円）

2 請願

後期高齢者医療制度の改善を求める請願書…**不採択**

平成 30 年 2 月 13 日（火）
愛知県後期高齢者医療広域連合事務局
総務課長 伊藤幸恵
総務課広域調整G 山内元彰
電話 052-955-1227
FAX 052-955-1298
名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号
国保会館北館 3 階